全Ｌ協保安・業務Ｇ６第４７号

令和６年５月３０日

正　会　員　各　位

（一社）全国ＬＰガス協会

賃貸集合住宅における補助事業

「賃貸集合給湯省エネ２０２４事業」における自社施工の例外対応について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（お知らせ）

標記補助事業につきまして、賃貸住宅への省エネ型給湯器（エコジョーズ／エコフィール）の取替が補助対象となっており、原則、申請時に機器の売買を含む工事請負契約等が必要になります。

この度、補助事業者（ＬＰガス販売事業者）が自ら所有する賃貸住宅における省エネ型給湯器の取替において、機器の売買を含む工事請負契約等は存在しませんが、別添のとおり、国が事前に業界団体（全Ｌ協）を通じて認定した例外事業者（ＬＰガス販売事業者）は、自らが所有する賃貸住宅における取替（機器の売買を含む工事請負契約等がない）についても例外的に補助対象とすることができるようになりましたので、お知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては支店等に対し、自ら所有する賃貸住宅における省エネ型給湯器の取替が補助対象となる例外事業者の登録を希望される場合、別紙により当協会までご連絡いただくようご周知のほどよろしくお願いいたします。

なお、本事業について、住宅省エネキャンペーン２０２４サイトに掲載されておリますので、ご確認ください。

記

**住宅省エネ２０２４キャンペーンサイト**

<https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/>

以　上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ　宍戸、岩田

別　紙

令和　　年　　月　　日

（一社）全国ＬＰガス協会　宛

Ｅメール：info2@japanlpg.or.jp

**賃貸集合住宅における補助事業**

**「賃貸集合給湯省エネ２０２４事業」における**

**自社施工の例外対応について**

**会社名**

**部署・役職名**

**担当者名**

**ＴＥＬ**

**Ｅメール**